

蒲 郡 市

保育園 入所案内

～ 令和9年4月入所用 ～



この案内は公立保育園、みどり保育園を入所の第一希望と考えている方向けの案内です。
鹿島こども園・木船幼稚園の保育認定、むつみの丘に入所希望の場合、P16をご覧ください。
あさひこ幼稚園・あけぼの幼稚園の入園については、各施設にお問い合わせください。（連絡先はP16に記載してあります）

目 次

1 保育の必要性の認定（区分・保育時間・必要事由）	P1～P2
2 保育園の入所申込と面接について（日程や必要書類）	P3～P5
3 保育園・こども園等一覧表（公立及び私立の認可保育施設）	P6
4 利用者負担額（保育料）・給食費・おやつ代などの費用	P7～P10
5 延長保育／土曜保育／休日保育／病児病後児保育	P11～P12
6 4月入所の追加申込／途中入所など	P13
7 給食について	P14
8 Q&A	P15

9 認定こども園・小規模保育事業所・幼稚園への入園・入所	P16
10 新塩津、新大塚保育園イメージ図	P17

用語解説

【保育園】

保護者※が、児童を日中家庭で保育することができないとき、毎日一定の時間、保護者にかわって保育をするところです。本市では、公立14園・私立みどり保育園が該当します。

※保護者とは、児童を養育している方を指し、基本的には父母となります。

【認定こども園】

幼稚園と保育園の機能を兼ね備え、就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供し、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設です。本市では、鹿島こども園、木船幼稚園が認定こども園に該当します。

【小規模保育事業所】

0～2歳児を対象に少人数（原則19人以下）で運営する保育所です。本市では、むつみの丘が該当します。3歳児以降の保育の受け入れ先の連携施設は鹿島こども園です。（公立保育園14園でも受け入れ可能です。）

【幼稚園】

学校教育法に基づく学校で、幼児を教育し、適切な環境を与えてその心身の発達を助長する事を目的としています。蒲郡あさひこ幼稚園、蒲郡あけぼの幼稚園がこれに該当します。

～令和9年度のクラス年齢と卒園時期～

クラス年齢	生年月日	卒園時期
0歳児	令和8年4月2日 ～ ※生後6ヶ月を経過した翌月から入所可能	令和15年3月31日
1歳児	令和7年4月2日 ～ 令和8年4月1日	令和14年3月31日
2歳児	令和6年4月2日 ～ 令和7年4月1日	令和13年3月31日
3歳児	令和5年4月2日 ～ 令和6年4月1日	令和12年3月31日
4歳児	令和4年4月2日 ～ 令和5年4月1日	令和11年3月31日
5歳児	令和3年4月2日 ～ 令和4年4月1日	令和10年3月31日

1 保育の必要性の認定

保育園や認定こども園等を利用するためには、「保育の必要性の認定」を受けることが必要です（「子どものための教育・保育給付認定」と言います）。認定は、保護者の居住地の市町村が行います。

認定のための書類 → 「子どものための教育・保育給付認定申請書」

(1) 認定の区分

認定の区分は下表の3つに区分されます。保護者の就労などによる保育の必要性和、子どもの年齢に応じて認定します。保育園を利用するには2号又は3号の認定が必要です。

認定区分	保育の必要性	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	なし	満3歳以上の未就学児（2号認定を除く）	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	<u>あり</u>	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、 保育を必要とする子ども	保育園 認定こども園 小規模保育事業所※
3号認定 (保育認定)	<u>あり</u>	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、 保育を必要とする子ども	

※小規模保育事業所は0,1,2歳児クラスのみです。

「**保育を必要とする事由**」の一覧についてはP2参照➡

(2) 保育の必要量・保育時間

(1) の2号、3号の認定については、保護者の就労時間などにより、さらに「保育短時間」認定と「保育標準時間」認定に区分されます。利用者負担額（保育料）や延長保育の取り扱いも、この区分に応じて異なります。

保育必要量	保育時間	就労時間の条件
保育短時間	8時30分から16時30分以内	<u>月64時間以上</u> (1日4時間以上かつ月16日以上を基本)
保育標準時間	7時30分から18時30分以内	<u>週30時間以上かつ月120時間以上</u>

○開園時間が18時までの園もあります。P6でご確認ください。

○上記の保育時間帯を超える保育を希望される方は、延長保育の利用申請が必要です。(P11参照)



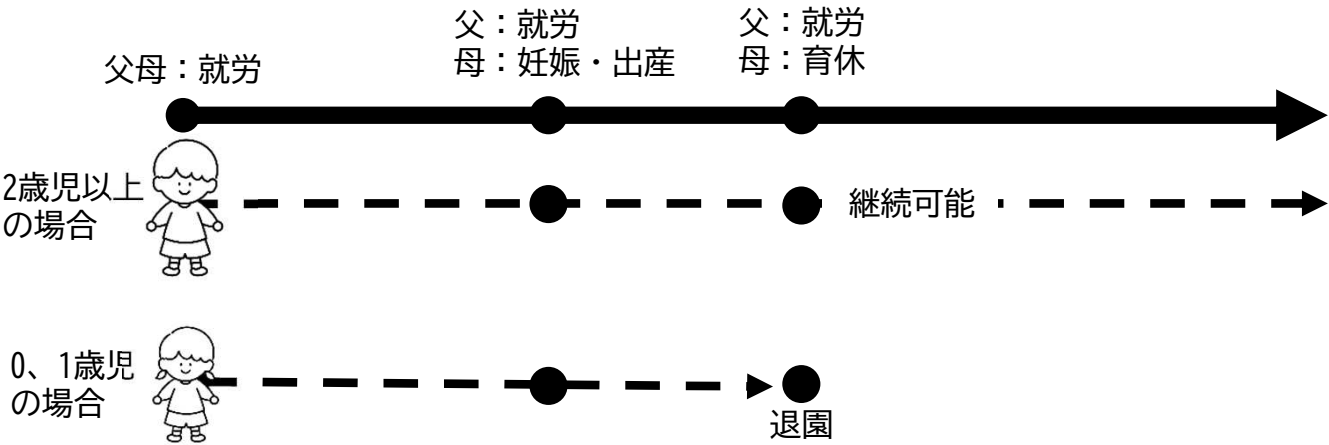
(3) 保育を必要とする事由

保育を受けるためには下表のいずれかの事由に該当することが必要です。

	事 由	条 件	記入例
①	就 労	仕事を常時している(1ヶ月64時間以上) ※1 (内職の場合は3歳児以上に限る)	A～D
②	育児休業中	育児休業中である (新規入所の場合、3歳児以上の入所要件として適用)※2 ⇒新規入所児童が就学前までに職場復帰される方が対象	E
③	求職活動	求職活動中である(この事由の有効期間は30日間です) ⇒途中入所の場合は、入所日の1日から30日まで	F
④	妊娠・出産	出産予定日から産前8週にあたる日の翌月の初日から出産日の翌日から産後8週にあたる日の月の月末まで	G
⑤	疾病・障がい	保護者が病気または心身に障がいがある	G
⑥	看護・介護	病気または心身に障がいのある同居の親族を常時看護又は介護している (1ヶ月64時間以上)	G
⑦	就 学	保護者が就学している(職業訓練校含む)(就学時間1ヶ月64時間以上)	H
⑧	虐待・DV	家庭内において、虐待やDVのおそれがあること	お問い合わせ ください
⑨	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている	
⑩	その他	上記に類する状態として市が認める場合	

※ 1 在宅勤務(テレワーク)含む。

※ 2 就労の事由で入所した在園児(2歳児以上に限る)があり、下の児童の育児休業を取得した場合、在園児は引き続き保育が可能。



2 保育園の入所申込と面接について

(1) 入所申込できる児童の要件（令和9年4月入所）

- ①～④すべてに当てはまる方は入所申込みをすることが可能です。
- ① 児童が令和3年4月2日から令和8年10月1日までに生まれていること
 - ② 児童と保護者が蒲郡市に住民登録し、実際に蒲郡市に住んでいること
 - ③ 集団保育が可能な児童で、保育の必要性が認められること
 - ④ 蒲郡市に転入予定であること※詳しくはP15のQ&Aをご確認ください

(2) 入所申込・面接の日時・場所

入所申込・面接は完全予約制にて実施します。予約方法は下記をご参照ください。
当日は、**入所対象の児童を同伴してお越しください。**入所に必要な書類の提出・確認及び児童の面接を行います。所要時間は約20分です。

場 所		日 時		予 約 方 法
市役所 北棟集会室 蒲郡市旭町17-1	（ 完 全 予 約 制 ）	10月1日(木)	午前9時30分～ 午後4時30分	オンライン予約となります。 下記QRコードまたはURLから アクセスし予約してください。  https://logoform.jp/form/UpCD/ 1663941 令和8年9月1日（火）午前6時 ～30日（水）午後3時まで
		2日(金)	午前9時30分～ 午後6時30分	
		3日(土) 5日(月)	午前9時30分～ 午後4時30分	
台風などの影響で実施できない場合、10月6日（火）を予備日に設定しています（予約はできません）。 中止、予備日に実施する場合はホームページでお知らせします。				

(3) 入所申込時にお持ちいただく書類

入所申込当日に下記の書類を提出していただきます。書類は必要なところをすべて記入してお持ち下さい。未記入箇所がある場合は受付できません。

書類はすべて黒ボールペンで記入してください。消せるボールペン（フリクション等）の使用は不可です。

No.	書類	内容
①	子どものための教育・保育給付認定申請書	保育の必要性の認定を受けるための書類
②	保育の必要性を証明する書類（父・母 分） （就労証明書、確定申告書、医師の診断書、 求職活動申立書など）	詳細は次ページで説明していますので、必ずご確認ください。
③	保育所入所申込書	入所のための書類
④	入所申請時調査票	生育の状況などの調査票
⑤	母子健康手帳（親子健康手帳）	面接の際に確認させていただく場合があります。
⑥	在宅障害児（者）に関する申請書	該当する場合のみ提出
⑦	在留カード（父母と子の分）	中長期滞在の外国籍の方

《保育の必要性を証明する書類について》

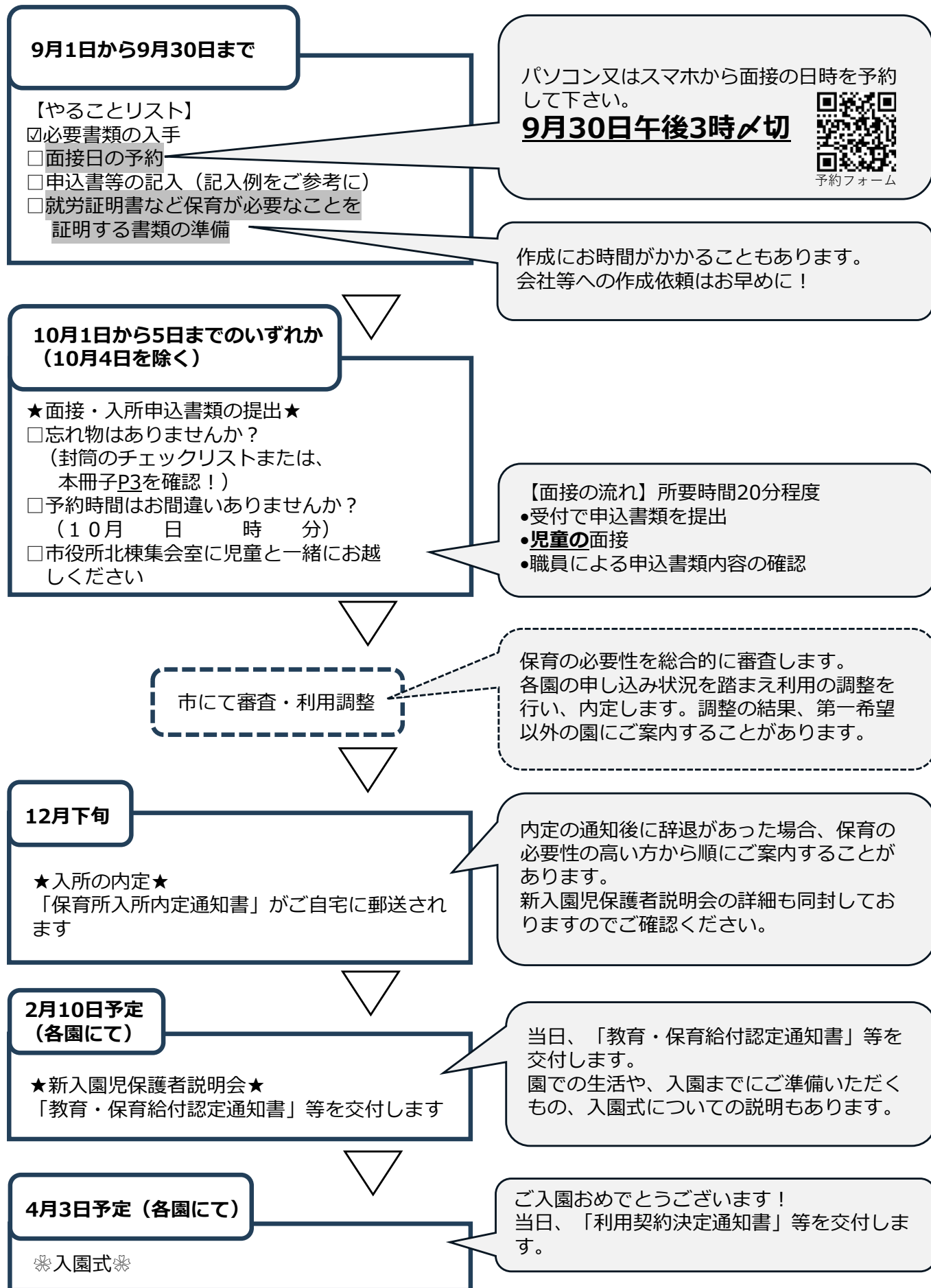
入所申込には保育の必要性を証明する書類が必要です。保護者の状況・事由ごとに必要書類は異なります。該当するものをご用意ください。

父用・母用それぞれの証明書類が必要です。

証明書類等は原本による提出が必要ですが、きょうだいで同時入所申込をされる場合などで複数枚必要となる場合は、1部原本、その他はコピーで構いません。

事由		提出書類	記入例
就労 就労時間が月64時間以上必要	事業所勤務等 会社勤務、株式・有限会社社長、パート、自営業主に雇われている方（令和9年4月～育休復帰予定者含む）	・ 就労証明書 （勤務先の事業者が記載） ※育児休業から復帰される場合は、入園前までに復帰日が分かる証明を提出してください。	A
	内職 （3歳児以上に限る）	・ 就労証明書 （申請者本人が必要事項を記載したうえで、雇い主が事業所証明欄を記載）	B
	自営業 事業主であり、ご自身で確定申告をしている方	・ 就労証明書 （申請者本人が記載） ・ 確定申告書の写し（最新のものの） など自ら事業を行っていることがわかる書類	C
	農業・漁業 事業主であり、ご自身で確定申告をしている方	・ 就労証明書 （申請者本人が記載） ・ 確定申告書の写し（最新のものの） など自ら事業を行っていることがわかる書類 農業は、耕作面積がおおむね30a以上必要	D
育児休業中 （3歳児以上に限る）		・ 就労証明書 （勤務先の事業者が記載 育休欄を記載すること） ・ 育児休業期間が確認できる辞令などの写し 新規入所児童が就学前までに職場復帰される方が対象	E
求職活動 求職活動を行っている方		・ 求職活動申立書 ただし、入所後30日以内に就労証明書が提出できない場合は、退所していただきます。	F
出産・疾病・障がい・介護等		・ 保育を必要とする申出・証明書（出産・疾病・家族介護用） 出産、疾病、障がい、同居家族の介護看護の状況がわかる書類を添付（証明書の書面をよくお読みください） 【基準】 妊娠出産・・・出産予定日から産前8週にあたる日の翌月の初日から出産日の翌日から産後8週にあたる日の月の月末まで 疾病障がい・・・保護者が病気または心身に障がいがある 介護看護・・・病気または心身に障がいのある同居の親族を常時看護又は介護している（月64時間以上必要）	G
就学		・ 保育を必要とする申出・証明書（学生用） 申請者本人が必要事項を記載したうえで学校が証明欄を記載） 学校教育法に定める教育施設、又は職業能力開発促進法に定める施設（職業訓練校）、又は職業能力開発総合大学校に通う方。 就学時間は月64時間以上必要	H
災害復旧・虐待・DV		子育て支援課にお問い合わせください（電話0533-66-1107）	

4月入所までの流れ（公立・私立保育園の場合）



- 申請書類や面接で虚偽の内容があった場合は、判明次第、入所取消となります。
- 就労状況等、保育を必要とする事由に変更があったときは、直ちに新たな認定申請が必要です。
認定の内容によっては入所を取り消す場合があります。

3 保育園・こども園等一覧表

蒲郡市内の認可保育施設



保育園紹介動画
あります

YouTube→蒲郡市子育て支援課

No	園名	公私	電話番号 (0533)	所在地	保育年齢			延長 保育	平日開所時間 (土曜保育は下記参照)
					0・1 歳児	2歳児	3～5 歳児		
1 ※	大塚保育園	公	59-8560	大塚町後広畑 84-1	建替工事のため、令和9年4月入所の受入はありません。				
2 ※	大塚西保育園	公	59-7014	大塚町西屋敷 68-1		○	○	○	7時30分～19時
3	三谷東保育園	公	68-5853	三谷町東四丁目 146	○	○	○	○	7時30分～19時
4	三谷西保育園	公	68-3319	三谷町七舗 142-28	○	○	○	○	7時30分～19時
5	みどり保育園	私	68-3418	豊岡町向山42	○	○	○	○	7時30分～19時
6	東部保育園	公	68-5653	豊岡町池田16-3		○	○	○	7時30分～18時
7	府相保育園	公	68-2331	丸山町3-34	○	○	○	○	7時30分～19時
8	南部保育園	公	68-3384	神明町22-28	○	○	○	○	7時30分～19時
9 ※	北部保育園	公	68-5482	清田町門前2-16	○	○	○	○	7時30分～19時
10 ※	西部保育園	公	68-2343	神ノ郷町壺町田 14-5	○	○	○	○	7時30分～19時
11	中部保育園	公	68-4989	旭町22-18	○	○	○	○	7時30分～19時
12 ※	塩津保育園	公	68-3840	竹谷町今御堂	○	○	○	○	7時30分～19時
13	形原北保育園	公	57-4301	金平町三本木1			○	○	7時30分～18時
14	形原保育園	公	57-2600	形原町中村3-3	○	○	○	○	7時30分～18時
15	形原南保育園	公	57-2809	形原町西根崎 17-4	○	○	○	○	7時30分～19時
16	西浦保育園	公	57-2709	西浦町丸落20-3	○	○	○	○	7時30分～18時
17 ※	幼稚園型 認定こども園 木船幼稚園	私	69-4418	蒲郡町荒子 81-17		○	○	○	7時30分～18時30分
18 ※	幼保連携型 認定こども園 鹿島こども園	私	68-5736	鹿島町長田34-1	○	○	○	○	7時30分～19時
19 ※	小規模保育事業所 むつみの丘	私	56-7311	竹谷町道泉9-9	○	○		○	7時30分～19時

※No.1、2：令和9年度の大塚西保育園在園児は、令和9年10月（予定）に新園舎（大塚保育園）へ移動となります。

※No.9、10：北部保育園、西部保育園は統合・民営化の予定があり、令和12年度以降、保育場所が変更される場合があります。

※No.12：塩津保育園は令和9年4月から新園舎にて保育開始予定です。

※No.17～19の施設の入所申込みはNo.1～16の保育園と流れが異なりますので、P16をご覧くださいの上、各施設へお問い合わせください。

【0歳児保育】

0歳児保育は生後6ヶ月を経過した翌月から利用可能です（令和9年4月入所の場合は、令和8年10月1日以前生まれ）。なお、みどり保育園では定員に余裕のある場合に限り、産後休暇明けの保育（産休明け保育）を実施します（要相談）。

【延長保育】

延長保育を利用する場合は、別途申請が必要です（P11参照）。

【土曜保育】

土曜日の保育はみどり保育園は17時まで。その他の保育園等は14時までです。

また、一部の公立保育園は指定園での保育となります。

詳しくはP11をご覧ください。

4-1 利用者負担額（保育料）

保育園の利用者負担額（保育料）は下記のとおりとなります。（公立・私立共通）

0歳児 ～ 2歳児・・・世帯の市町村民税課税状況等をもとに算定します。
（詳しくはP9をご覧ください）

3歳児 ～ 5歳児・・・無料

※保育料は月額設定です。

※延長保育（P11）、休日保育（P12）を利用する場合は別途費用がかかります。

4-2 給食費（3歳児～5歳児） ※令和9年度予定

3歳児～5歳児は給食費をご負担いただきます。0歳児～2歳児は給食費をいたしません。
給食費は主食費（ごはん、パン代）と副食費（おかず、昼のおやつ等）に区分されています。

（1）公立保育園の給食費（平日分）

土曜日分はP11をご覧ください。

①主食費（月額1,200円）→給食費負担軽減事業により、保護者負担はありません。

②副食費（月額5,700円）→給食費負担軽減事業により、月額5,200円となります。

参考・・・令和8年度の公立保育園給食費は①+②＝**月額5,200円**です。

（2）私立みどり保育園の給食費（平日分）

土曜日分はP11をご覧ください。

①主食費（月額1,200円）→給食費負担軽減事業により、保護者負担はありません。

②副食費（月額5,700円）→給食費負担軽減事業により、月額5,200円となります。

参考・・・令和8年度のみどり保育園給食費は①+②＝**月額5,200円**です。

（1）（2）共通

※給食費は月額設定です。日割り計算はしませんのでご了承ください。

※給食費負担軽減事業・・・保護者負担軽減と物価高騰対応として実施している市の施策

※給食費の免除・・・市町村民税所得割課税額やきょうだいの人数による免除制度があります。（申請は不要）

◇副食費の免除世帯について

○以下のいずれかに該当する場合は副食費が免除されます。

①年収360万円未満相当世帯の児童

1号認定（満3歳児以上）・・・市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯

2号認定（3歳児以上）・・・市民税所得割課税額が57,700円（ひとり親世帯等は77,101円）未満の世帯

②所得にかかわらず、第3子以降の児童

1号認定（満3歳児以上）・・・小学3年生から数えて第3子以降の児童

2号認定（3歳児以上）・・・小学校就学前から数えて第3子以降の児童

4-3 平日夕方のおやつ代 ※令和9年度予定

土曜日分はP11をご覧ください。

公立保育園 平日の保育時間が17時を超える場合におやつを提供します。

月額1,000円（日割り計算なし）

みどり保育園 平日の保育時間が18時30分を超える場合におやつを提供します。

徴収無し

4-4 その他の費用

園で使う用品の購入費などは各自でご負担いただきます。

例（公立保育園の場合）

保育用品代（帽子、名札、お便りばさみ）、写真購入費、父母の会費、
災害等給付掛金 など

4-5 利用者負担額表（保育料）（0歳児～2歳児用）

利用者負担額（保育料）は、原則として父母など世帯の扶養義務者（注）の市町村民税課税状況等により、下表の区分で算定します。課税状況やきょうだいの人数などにより保育料が免除・軽減される場合があります。なお、3歳児～5歳児は無料です。

保育料は、4月～8月分は前年度市町村民税課税状況等により算定し、9月～翌3月分は当該年度市町村民税課税状況等により算定します。

課税額が変更になった場合は、保育料も変更します。

階層区分		利用者負担額(月額(円)) (0歳児から2歳児)	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等	0	0
B1	市町村民税非課税の、母子、父子、在宅障害児(者)のいる世帯※	0	0
B2	市町村民税非課税世帯	0	0
C1	市町村民税所得割非課税(均等割のみ課税)で母子、父子、在宅障害児(者)のいる世帯	4,000	3,750
	〃 第2子以降	0	0
C2	市町村民税所得割非課税(均等割のみ課税)の世帯	9,000	8,500
	〃 第2子	4,500	4,250
	〃 第3子以降	0	0
D1	市町村民税所得割課税額が48,600円未満で母子、父子、在宅障害児(者)のいる世帯	6,500	6,250
	〃 第2子以降	0	0
D2	市町村民税所得割課税額が48,600円未満の世帯	14,000	13,500
	〃 第2子	7,000	6,750
	〃 第3子以降	0	0
D3-1	市町村民税所得割課税額が48,600円以上77,101円未満で母子、父子、在宅障害児(者)のいる世帯	6,500	6,250
	〃 第2子以降	0	0
D3-2	市町村民税所得割課税額が97,000円未満の世帯	19,000	18,500
	市町村民税所得割課税額が48,600円以上57,700円未満の世帯の第2子	9,500	9,250
	〃 第3子以降	0	0
D4	市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯	30,000	29,000
D5	市町村民税所得割課税額が301,000円未満の世帯	46,000	45,000
D6	市町村民税所得割課税額が397,000円未満の世帯	53,000	52,000
D7	市町村民税所得割課税額が397,000円以上の世帯	53,000	52,000

（注）父母に市町村民税等が課税されておらず、児童が父母以外の者の扶養親族になっている場合や、父母の収入が把握できず父母以外の者に収入がある場合などに、その世帯の最多収入、最多納税の者を「家計の主宰者」として認定することがあります。

認定にあたっては、収入金額、健康保険等の加入状況、児童扶養手当等の受給状況を考慮し、総合的に勘案します。

P10へ続く➡

《保育料の軽減措置等》

【第2子以降の0歳児～2歳児の保育料を無償化します！】

従来から第3子以降の0歳児～2歳児の保育料を無償化していますが、令和7年10月より、愛知県の子育て世帯経済的負担軽減事業にあわせ、蒲郡市でも第2子以降に補助対象を拡大しています。所得制限はありません。

利用者負担額表のC1階層からD7階層までに属する世帯で、同一世帯で2人以上の児童（18歳に達する日以後の3月31日までの間にある者）を現に養育し、当該児童のうち出生順位が第2子以降の児童が0歳児～2歳児として保育所等※に入所している場合、利用者負担額表の規定にかかわらずその児童の保育料は無償となります。

※保育所等・・・保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援センター、児童心理治療施設通所部に入所又は児童デイサービス

【※在宅障害児（者）のいる世帯に対する保育料減額・免除について】

以下に該当する世帯は、申請に基づき保育料が減額・免除される場合があります。該当する場合は、減額・免除にあたり別途申請が必要ですので、子育て支援課まで申出をお願いします。

《対象者》

- ・世帯の市町村民税所得割課税額が77,101円未満で、以下のいずれかに該当する児（者）がいる世帯
 - (ア)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）の交付を受けている場合
 - (イ)特別児童扶養手当の支給を受けている場合
 - (ウ)国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等を受給している者

(ア)～(ウ)に該当していても、世帯の状況により、減額・免除されない場合があります。この減額・免除は、年度ごとの適用となりますので、申請は毎年必要です。申請により、減額・免除を受けることができます。

※無償化等の軽減措置については、国や県の方針により変更の可能性があることをご承知おきください。

5-1 延長保育

保護者の就業等の事情により、P1の保育時間を超えて保育を希望する場合は、各園の開所時間の範囲で延長保育を実施します（開所時間はP6で確認）。

下記の利用が延長保育となります。

- ・「保育短時間」認定の方・・・8時30分から16時30分以外の時間帯の保育利用
- ・「保育標準時間」認定の方・・・7時30分から18時30分以外 //

(1) 利用申請について

2月の新入園児保護者説明会で利用申請書をお渡しします。

(2) 利用料金について

①延長保育利用料（月額）

30分ごと500円（生活保護世帯は無料）

（例）保育短時間認定の方が16時30分から18時まで延長保育を利用する場合
延長時間は90分なので延長保育利用料は1,500円（月額）となります。

②夕方のおやつ代（月額）

延長保育時間が17時を超える場合は夕方のおやつを提供します。

夕方のおやつ代は1,000円（月額）です。

※延長保育利用料、おやつ代は月額設定です。日割り計算はしませんのでご了承ください。

5-2 土曜保育

(1) 利用申請について

2月の新入園児保護者説明会で利用申込書をお渡しします。

(2) 実施概要

①公立保育園 利用時間7時30分～14時まで。

②みどり保育園 利用時間7時30分～17時まで。

以下の対象園では、土曜日は指定園での保育になります。

対象園		土曜保育実施園 (指定園)
大塚西	➡	三谷東
三谷西	➡	府相
東部・西部	➡	北部
塩津	➡	中部
形原北	➡	形原南



(3) おやつ・給食代 ※令和9年度予定

土曜日に提供するおやつ・給食代です。

①公立保育園 **土曜分 月額600円（おやつのみ提供）**

②みどり保育園 **土曜分 月額600円～1,000円**

※おやつ・給食代は月額設定です。日割り計算はしませんのでご了承ください。

5-3 休日保育

日曜日及び祝日に保護者の就労等で保育を必要とする場合にお預かりします。

(1) 利用申請について

2月の新入園児保護者説明会で利用登録申請書をお渡しします。

(2) 実施概要

- ・対 象 保育園・こども園に入所している児童（保育認定）のうち、保護者の就労等のため、日曜及び祝日に保育が必要な1歳児から5歳児までの、健康状態に問題なく集団保育が可能な児童。
- ・実施日 日曜日及び祝日（12月29日～1月3日を除く）
- ・実施時間 7時30分～18時
- ・定 員 1日最大25人
- ・実施場所 中部保育園
- ・利用料 1、2歳児 2,400円/日
3歳児 1,200円/日
4、5歳児 1,000円/日
（生活保護世帯、市町村民税非課税のひとり親世帯などは無料）
- ・その他 昼食、おやつは持参

(3) 利用方法

(1) の利用登録後、利用希望日の前月15日までに入所している保育園等にお申込みください。

5-4 病児病後児保育

児童が病気又は病気の回復期で保育園や幼稚園等に登園できない間、お預かりします。

(1) 利用申請について

子育て支援課または入所した保育園で利用登録申請書をお渡しします。

(2) 実施概要

- ・対 象 以下の①～③すべてに該当する児童が対象です。
 - ①蒲郡市在住で、保育園等、幼稚園、小学校及び託児所（定期的利用）等に通園・通学している。
 - ②満1歳から小学6年生で、病気又は病気の回復期にあり、集団保育が困難である。
 - ③保護者の就労等で家庭での保育が困難である。
- ・実施時間 8時～18時（延長は要相談）
- ・定 員 1日3人
- ・実施場所 おひさまキッズ病児・病後児保育室（形原町）（TEL 0533-56-0345）
- ・利用料 1、2歳 3,000円/日
3歳以上 2,700円/日
（昼食代、おやつ代別）
延長料金 30分ごと500円

6-1 令和9年4月入所の追加申込

事情により10月1日～5日（10月4日を除く）の間に入所申込みを行わなかった方について、保育園に空きがある場合のみ、4月入所の追加申込を実施します。令和9年1月中旬頃に子育て支援課で受付を開始する予定です。

詳しい内容は広報がまごおり1月号（12月25日発行）をご覧ください。

6-2 年度途中の入所

保育園は空きがある場合のみ、年度の途中からの入所も可能です。
入所希望月の前々月の5日（5日が休日の場合はその翌日）に空きのある保育園を子育て支援課及びホームページにてお知らせしています。

受付は先着順ではありませんが、保育園に空き枠がない場合は入所できません。

☆令和9年度予定☆

入所月	申込期間	書類提出期限	保育園の 空き状況
令和9年 5月入所	令和9年 3月5日～15日	令和9年 3月23日	毎月5日頃更新します
6月入所	4月5日～15日	4月22日	
7月入所	5月6日～17日	5月24日	
8月入所	6月7日～15日	6月22日	
9月入所	7月5日～15日	7月22日	
10月入所	8月5日～16日	8月23日	
11月入所	9月6日～15日	9月22日	
12月入所	10月5日 ～15日	10月22日	
令和10年 1月入所	11月5日 ～15日	11月22日	
2月入所	12月6日 ～15日	12月22日	
3月入所	令和10年 1月5日～17日	令和10年 1月24日	

※書類提出期限は、申込期間に申込の上、書類の不備などがあった場合の最終提出期限です。

7 給食について

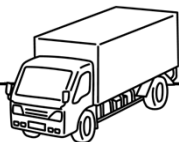
保育園では児童の健やかな成長を願い、おいしくて安全な給食の提供に努めています。



(1) 各園の給食について

「センター給食」と「自園調理給食」の2種類があり、園や年齢によって決まっています。

センター給食



学校給食センターで調理した給食が、各園に届きます。

- ・公立保育園(11園)の3～5歳児
(南部、塩津(令和9年4月1日～)、大塚(令和9年10月～)保育園を除く)

自園調理給食



各園で調理を行っています。

- ・南部、塩津(令和9年4月1日～)、大塚(令和9年10月～)保育園の0～5歳児
- ・公立保育園の0～2歳(※)
※東部・大塚西保育園の2歳児についてはセンター給食の対応となります
- ・みどり保育園、鹿島こども園、むつみの丘

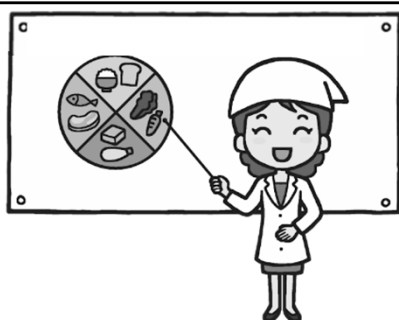
給食費については「P8 4-2 給食費」の項目をご確認ください。

(2) 食物アレルギーの対応について

- ・食物アレルギー対応が必要とされた方には医師の診断による、「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の提出を必須とします。
生活管理指導表の用紙は子育て支援課からお渡しします。
 - ※ 内定通知を受け取り後速やかに医療機関を受診してください。
 - ※ 食物経口負荷試験を行っている医療機関での受診をおすすめします。
 - ※ 生活管理指導表の発行には文書料がかかる場合があります。
- ・安全性確保のため、原因食物の完全除去対応(提供するかしないか)を原則とします。
安全性を最優先させるため、状況によっては弁当を持参していただく場合があります。
- ・給食センターでは、卵除去食を提供しています。

(3) その他

未摂取(食べたことのない)食品は、園での提供ができません。
入園にあたり食事について不安のある方は、お気軽にご相談ください。



保育園の給食・食物アレルギー・離乳食についてのご相談、問い合わせ先
子育て支援課 管理栄養士(TEL 0533-66-1107)

8 Q & A

入所期間はいつまでですか？

入所できる期間は、保育の必要性の認定を受けた期間のうち、申込者の希望する期間です（小学校入学前まで）。入所中に保育の必要性が無くなった場合は退所となります。
月初日を入所日、月末日を退所日としています。

希望した園に必ず入所できますか？

希望者多数の場合は入所できない場合があります。第二希望、第三希望、希望外の園に内定する場合があります。

小学校区以外の保育園に入所できますか？

保育園に学区（園区）はありません。市内の保育園であれば、どこでも希望できます。例えば、保護者の職場の近くの保育園を選択することも可能です。

蒲郡市に引っ越す予定ですが4月入所の申し込みはできますか？

できます。ただし、児童と保護者が蒲郡市に住民登録し、実際に蒲郡市に住んでいることが入所要件の一つとなっていますので、令和9年4月入所の場合は令和9年3月19日までに要件を満たすようにしてください。

同居の祖父母が無職で家にいます。それでも入所できますか？

保育を必要性の認定を受けるのは保護者（基本的に父母）です。保護者が必要な要件を満たしていれば、入所の申込みをすることができます。

祖父母と同居しています。祖父母の所得は利用者負担額（保育料）の算定の対象となりますか？

保護者に市町村民税が課税されていれば、祖父母は算定の対象になりません。ただし、保護者の市町村民税が非課税の場合は、同居及び同一敷地内居住の祖父又は祖母の市町村民税の高い方の額を算定の対象とします。

子どもの発達に心配です。面接の結果、入所できない場合がありますか？

児童の発達具合は様々です。児童の発達状況やこれからの育ちを考えたうえで、保育園のような集団で活動する場所より、個々への手厚い対応が可能な療育施設等への入所についてご相談させていただく場合があります。

0～2歳児で小規模保育事業所むつみの丘へ入所した場合、3歳児からの入所先はどうなりますか？

連携施設である鹿島こども園へ入所が保障されます。その他の施設へ入所希望される場合は、利用調整の対象となる可能性があります。継続希望調査（毎年9月頃実施）の際に次年度の希望を確認します。

途中で転園することができますか？

転園先に空きがある場合のみ転園の希望申出が可能です。定員を超える申込があった場合は利用調整を行います。転園時期により手続きが異なりますので、詳しくは子育て支援課にお問合せください。

保護者の勤務先が変更になりました。どのような手続きが必要ですか？

「子どものための教育・保育給付認定申請書」の再提出が必要になります。入所前は子育て支援課、入所後は保育園にお問い合わせください。

産休や育児休業を取得予定です。通園している子はそのまま保育園に通い続けることができますか？

通園している子が2歳児以上かつ保護者の保育必要事由が「就労」→「妊娠・出産」→「育児休業」になる場合のみ、育休中も継続して通うことができます。2歳児未満の場合は産休中（出産日の翌日から産後8週にあたる月の月末まで）のみになり、継続しての利用はできませんのでご了承ください。

9 認定こども園・小規模保育事業所・幼稚園への入園・入所

保育園以外の施設について入所申込の概要は下記のとおりです。詳しくは各施設にお問い合わせください。

(1) 木船幼稚園（幼稚園型認定こども園）

- ・運営法人 学校法人竜台学園
- ・申込について
 - 申込先 木船幼稚園
 - 申込書の配布 9月1日(火)から
 - 入園説明会 9月10日(木) 午前10時15分から（予約不要）
 - 入園書類受付 1号認定 10月1日(木)から定員に達するまで
2・3号認定 10月1日(木)から10月2日(金)、10月5日(月)
- ・連絡先 木船幼稚園 蒲都市荒子81-17 電話0533-69-4418

(2) 鹿島こども園（幼保連携型認定こども園）及び むつみの丘（小規模保育事業所）

- ・運営法人 学校法人明睦学園
- ・申込について
 - 申込先 鹿島こども園、むつみの丘
 - 申込書の配布 9月1日(火)から9月30日(水)
 - 入園書類受付 10月1日(木)
- ・連絡先 鹿島こども園 蒲都市鹿島町長田34-1 電話0533-68-5736
むつみの丘 蒲都市竹谷町道泉9-9 電話0533-56-7311

(1)、(2)の施設について、申込多数（2・3号認定での申込）の場合、市で利用の調整を行います。

(3) 蒲郡あさひこ幼稚園

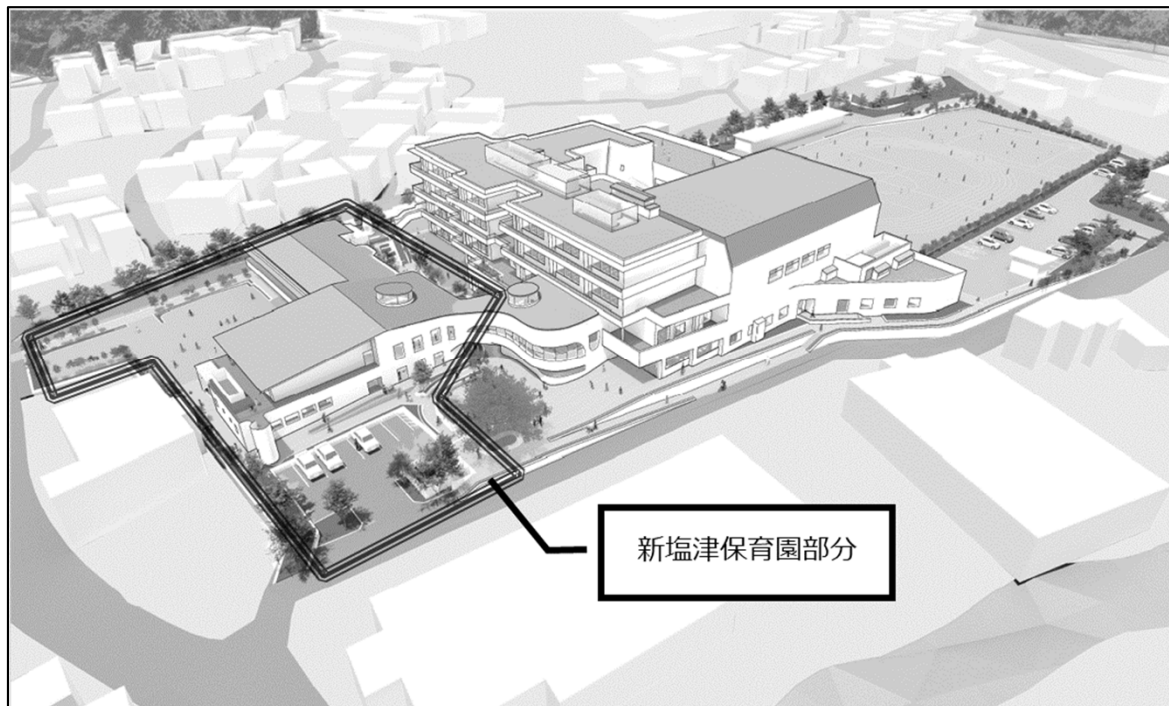
- ・運営法人 学校法人牧原学園
- ・申込について
 - 申込先 蒲郡あさひこ幼稚園
 - 申込書の配布 9月1日(火)から
 - 入園説明会 9月5日(土)午後2時から
 - 入園書類受付 10月1日(木)午前9時から正午
10月2日(金)以降、午前9時から午後4時 定員に達するまで
- ・連絡先 蒲郡あさひこ幼稚園 蒲都市三谷町塚前60-1 電話0533-66-5300

(4) 蒲郡あけぼの幼稚園

- ・運営法人 学校法人三鈴学園
- ・申込について
 - 申込先 蒲郡あけぼの幼稚園
 - 申込書の配布 9月1日(火)から
 - 見学会 9月3日(木)午前10時から正午
 - 入園書類受付 10月1日(木)午前8時から正午
10月2日(金)以降、午前8時から 定員に達するまで
- ・連絡先 蒲郡あけぼの幼稚園 蒲都市鹿島町工ボシ形13-1 電話0533-66-1511

新塩津保育園（塩津地区学校複合施設内）完成予定図

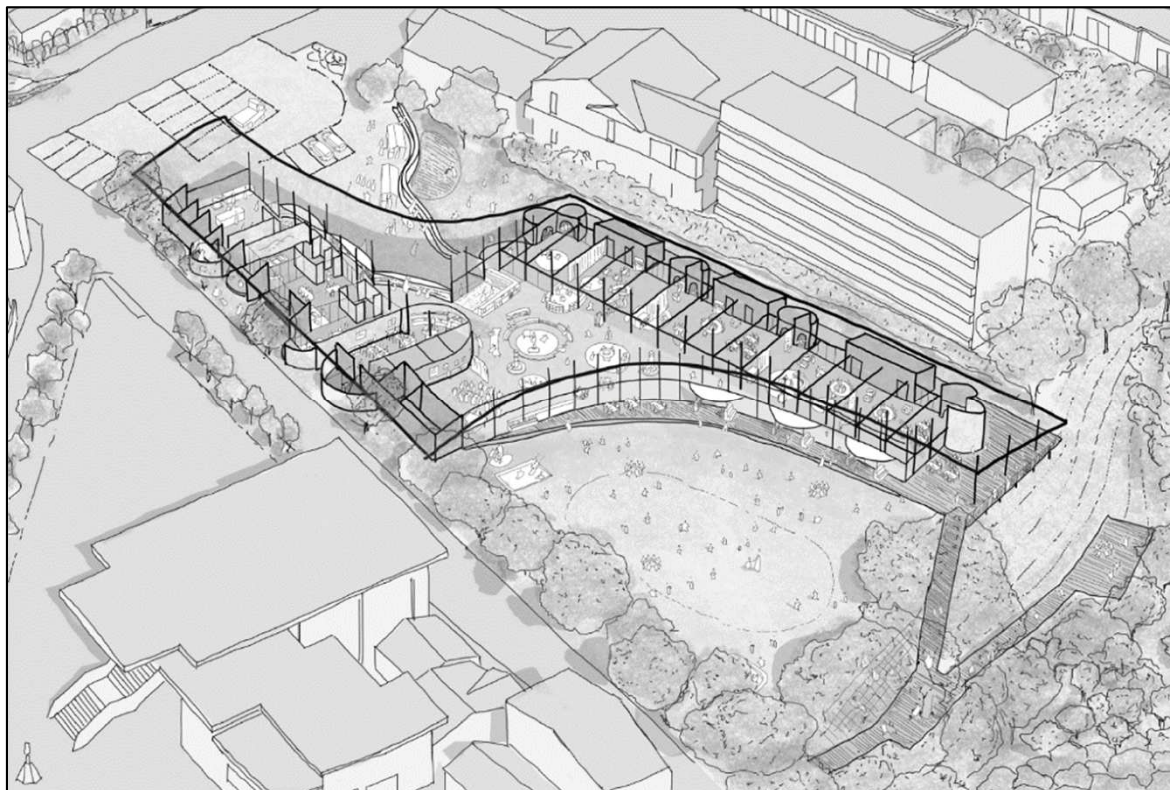
建設位置 : 現塩津小学校、塩津公民館 敷地内
供用開始予定 : 令和9年4月
設計 : 株式会社新居千秋都市建築設計



※イメージ図です。変更となる場合があります

新大塚保育園（大塚地区）完成予定図

建設位置 : 現大塚保育園 敷地内
供用開始予定 : 令和9年10月
設計 : PERSIMMON HILLS architects



※イメージ図です。変更となる場合があります